

# 志木市分別収集計画

第10期（令和5年度～令和9年度）

令和4年6月

志 木 市

## 目次

1	計画策定の意義	1
2	基本的方向	1
3	計画期間	1
4	対象品目	1
5	各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）	2
6	容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）	2
7	分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）	3
8	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）	4
9	各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法	5
10	分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）	5
11	分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）	5
12	その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項	6

## 志木市分別収集計画

### 1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、環境型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

現在、廃棄物処理施設の確保は非常に困難なものとなっており、とりわけ組合を構成する3市内には最終処分場が無く、寄居町にある埼玉県環境整備センターや県外の民間処理施設などに委託しており、将来的にも依存せざるを得ない状況である。

本計画はこのような状況のなか、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて一般廃棄物の構成割合の多い、容器包装廃棄物を分別収集し、地域における容器包装廃棄物の4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）を推進し、最終処分量の削減を図る目的で、市民、事業者、行政それぞれの役割や、具体的な推進方法を明らかにするとともに、これを公表することにより、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、容器包装廃棄物の4Rを推進するとともに、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成を更に図るものである。

### 2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- (1) 容器包装廃棄物の発生抑制、再使用、リサイクルを基本とした地域社会づくり。
- (2) 市民、事業者、行政が一体で取り組む環境負荷の低減。
- (3) 志木市市民クリーンパトロール員やごみ分別指導員など市民の協力を得た分別収集の周知啓発。
- (4) 志木地区衛生組合構成市（志木市、新座市、富士見市）の協力による、ごみの減量化と再資源化。

### 3 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、3年ごとに改定する。

### 4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

## 5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
容器包装廃棄物	5, 443t	5, 431t	5, 411t	5, 391t	5, 371t

## 6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。なお、実施に当たっては、市民、事業者、再生事業者等がそれぞれの立場から役割を分担し、相互に協力・連携を図ることが重要である。

また、広報紙、ホームページ等を活用し、市民、事業者のごみ処理に対する意識を高めるとともに、志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会において分別収集の徹底とごみ減量の推進に関する審議を重ね、地域に密着したリサイクル活動を推進する。

### (1) 環境教育、啓発活動の充実

学校や地域社会の場における副読本等を活用した環境教育、市内の小・中学校での給食における牛乳パックの収集やごみ処理施設の見学会などあらゆる機会を活用し、市民、事業者に対して、ごみの排出量の現状、最終処分場のひっ迫、ごみ処理に要する経費などごみ処理の状況についての情報を提供し、認識を深めてもらう。

さまざまな活動、事業を通して更なるごみの排出抑制、分別収集、再生利用の意義及び効果、ごみの適切な出し方に関する教育啓発活動に積極的に取り組む。

### (2) 過剰包装の抑制

4Rのうちの1つである Refuse（リフューズ：ごみになるものは断る）の啓発を図り、商店会、スーパーマーケット等の小売店での包装の簡素化を推進する。

### (3) リターナブル容器、再生資源を原材料として利用した製品の積極的な利用、啓発に努める。

### (4) 国の定めるプラスチック資源循環戦略の状況を注視しつつ、持続可能な分別収集をし、循環利用を図るよう努める。

## 7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器		カン
主としてアルミ製の容器		
主としてガラス製の容器	無色のガラス製容器	ビン
	茶色のガラス製容器	
	その他のガラス製容器	
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの (原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		雑紙※
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		資源プラスチック

※容器包装廃棄物ではない雑紙や雑誌とあわせて収集しているため、容器包装廃棄物のみの量の算出はできない。

**8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み（法第8条第2項第4号）**

	令和5年度		令和6年度		令和7年度		令和8年度		令和9年度	
主として スチール製の容器	118 t		118 t		117 t		117 t		116 t	
主として アルミ製の容器	139 t		139 t		138 t		138 t		137 t	
無色のガラス製 容器	(合計) 238 t		(合計) 237 t		(合計) 237 t		(合計) 236 t		(合計) 235 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 238 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 237 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 237 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 236 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 235 t
茶色のガラス製 容器	(合計) 118 t		(合計) 118 t		(合計) 117 t		(合計) 117 t		(合計) 116 t	
	(引渡 量) 100 t	(独自 処理 量) 18 t	(引渡 量) 100 t	(独自 処理 量) 18 t	(引渡 量) 100 t	(独自 処理 量) 17 t	(引渡 量) 99 t	(独自 処理 量) 18 t	(引渡 量) 99 t	(独自 処理 量) 17 t
その他の ガラス製容器	(合計) 115 t		(合計) 114 t		(合計) 114 t		(合計) 113 t		(合計) 113 t	
	(引渡 量) 104 t	(独自 処理 量) 11 t	(引渡 量) 104 t	(独自 処理 量) 10 t	(引渡 量) 104 t	(独自 処理 量) 10 t	(引渡 量) 103 t	(独自 処理 量) 10 t	(引渡 量) 103 t	(独自 処理 量) 10 t
主として紙製の容 器であって飲料を 充てんするための もの(原材料として アルミニウムが利 用されているもの を除く。)	6 t		6 t		6 t		6 t		6 t	
主として 段ボール製の容器	796 t		794 t		791 t		788 t		785 t	
主として紙製の容 器包装であって上 記以外のもの	(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t		(合計) 0 t	
	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t	(引渡 量) 0 t	(独自 処理 量) 0 t

主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	316 t		315 t		314 t		313 t		312 t	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0 t	316 t	0 t	315 t	0 t	314 t	0 t	313 t	0 t	312 t
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	531 t		530 t		528 t		526 t		524 t	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	525 t	6 t	524 t	6 t	522 t	6 t	520 t	6 t	518 t	6 t
（うち白色トレイ）	（合計）		（合計）		（合計）		（合計）		（合計）	
	0 t		0 t		0 t		0 t		0 t	
	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）	（引渡）	（独自処理）
	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

## 9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

＝直近年度の分別基準適合物等の収集実績×人口変動率

また、人口変動率は、志木市の将来推計人口を基に次のとおり設定した。

令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度
76,322人 （対前年度比）	76,183人 （対前年度比）	75,894人 （対前年度比）	75,604人 （対前年度比）	75,314人 （対前年度比）
-0.056%	-0.182%	-0.379%	-0.382%	-0.384%

## 10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集は、現行の収集体制を活用して行う。

なお、現在、町内会や市民団体により実施されている紙パック及び段ボール、金属（カン）、ビンなどの集団回収については、引き続きこれらの団体が分別収集を実施することとする。

## 11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第8条第2項第6号）

平成13年度より志木地区衛生組合富士見環境センター敷地内の資源プラスチック分別処理

施設が稼働し、プラスチック製容器包装廃棄物の中間処理（圧縮・梱包）について、精度の高い中間処理が行われている。また、カン、ビン、ペットボトルについても、同組合の施設で選別・圧縮・保管するものである。

なお、飲料用紙パック、段ボールについては、紙間屋へ搬入するものである。

## 12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

市民や事業者の意見、要望を反映させ、容器包装廃棄物の分別収集を円滑かつ効率的に進めていくため、識見を有する者や市民、事業者等の委員で構成された志木市廃棄物減量化資源化等推進審議会を設置し、関係者の連携・協働のもと、廃棄物の減量化及びリサイクルの推進を図り、もって目標値を達成しようとするものである。

### 志 木 市 分 別 収 集 計 画

第 1 0 期（令和 5 年度～令和 9 年度）

令和 4 年 6 月 発 行

発 行 志 木 市 市 民 生 活 部 環 境 推 進 課

〒353-8501 埼玉県志木市中宗岡 1-1-1

電 話 0 4 8 - 4 7 3 - 1 1 1 1（代表）